改正個人情報保護法への対応についてのお願い

2022年11月 株式会社ファンコミュニケーションズ



。改正個人情報保護法について

2020年6月12日に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が 2022年4月1日に施行され、改正法の一つとして下記内容が新設されました。(第26条の2)

個人情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、 あらかじめ個人関連情報の取得に係る本人の同意を得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を 提供してはならない。

上記改正法による広告主様・A8.netへの影響

A8.netの管理画面等にて、広告主様に個人関連情報を提供しているため、 広告主様・A8.netにて下記対応が必要となります。

広告主様

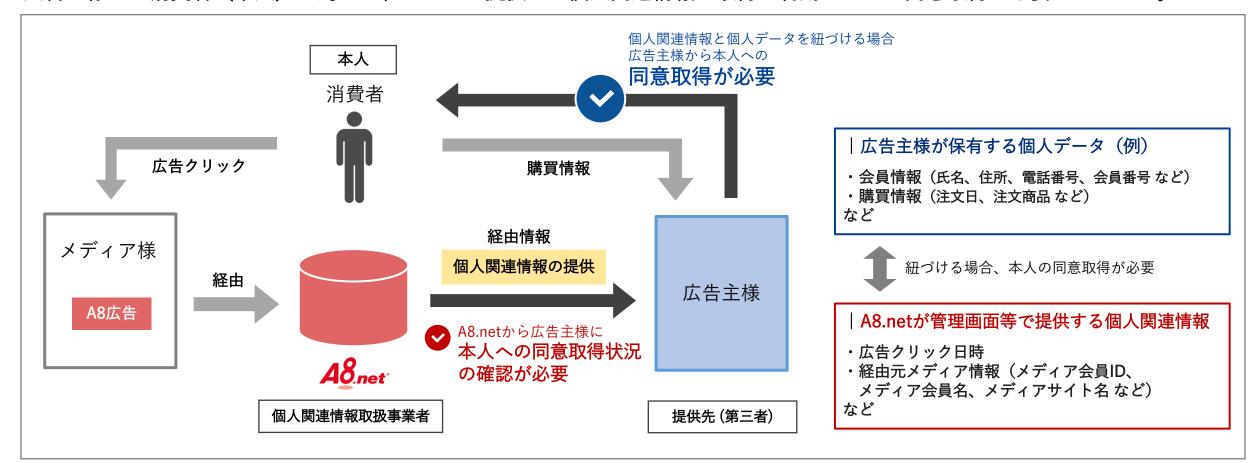
広告主様において、A8.netから提供する個人関連情報と、広告主様が保有する個人データを 紐がける場合、**本人の同意取得が必要**。紐がけていない場合はその旨の申告が必要。

A8.net

広告主様において、A8.netから提供する個人関連情報と、広告主様が保有する個人データを 紐づける場合、本人に同意取得していることを広告主様に確認が必要。

■個人関連情報に関する同意取得の概要

広告主様から消費者(本人)に対して、A8.netが提供する個人関連情報の取得・利用について同意取得が必要となります。



個人関連情報とは

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの。(第26条の2第1項)

個人データとは

個人情報の内、容易に特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成したもの。 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。

■ 広告主様の対応事項 |本人からの同意取得

A8.netから提供する個人関連情報を、広告主様(提供先)において個人データと紐づける場合、 広告主様(提供先)において**本人より同意を取得**いただく必要があります。

「誰が」「何を」「どのように」利用するかを、本人が認識できる状況にて同意を取得いただきますようお願いい たします。※実際の対応については貴社法務担当者様にご確認ください。

▶ 提供先による同意取得に関しては、「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況 を確保する必要がある。

「誰が」

利用の主体となる提供先が自ら同意を取得する場合、本人は利用の主体を 認識することができ、主体を明示するという要請は満たされる。

「何を」

提供を受ける個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認 識できるよう、**その対象を特定できるようにする必要がある**。

「どのように」

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、法第 18条により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得 する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

「令和2年改正個人情報保護法ガイドライン(案)について(令和3年6月4日) | (https://www.soumu.go.jp/main_content/000753738.pdf) より引用



💙 本人への同意取得方法例

※こちらは一例となります、どのように同意取得されるかは弊社にお問 い合わせいただいても答えられませんので、貴社にてご判断ください。

■ 同意内容の―例

下記の取り扱いに同意します。

当サイトでは広告の効果測定のため、第三者の運営する ツールから当サイトに訪れる前にクリックされている広 告の情報(クリック日や広告掲載サイトなど)を取得し、 ご注文の情報と照合する場合がございます。

- 同意タイミングの一例
- ・貴社プライバシーポリシーや利用規約内に明記し、 会員登録時や購入/申込時に同意を取得
- ・貴社サイト訪問時に、オーバーレイ等で明記し同意を取得

広告主様の対応事項 │ 個人関連情報のマスキング

「個人関連情報の取り扱い」について未回答の広告主様、回答内容に不備がある広告主様、個人関連情報の同意 取得が必要で開始されていない広告主等におかれまして、改正個人情報保護法に従い、A8.net管理画面内の個人 関連情報を非公開とさせていただいております。

非公開の対象画面と項目	
注文確定画面内	メディアID、経由メディア
注文確定ダウンロードデータ内	メディアID、クリック日
注文確定レポート内	メディアID

プログラム開始時に同意取得が間に合わない場合、マスキング状態で稼働させていただきます。同意取得を開始 されましたら、前頁記載の回答フォームよりご連絡ください。内容確認の上表示再開させていただきます。

マスキングはアカウント単位で設定するため、追加プログラムの準備が間に合わない場合は既存のプログラムも 含めてマスキング対象となってしまいます。ご注意ください。



Q	A
今回の改正でcookieは個人情報に該当しますか?	cookie単体では原則として該当しません。ただし、他の情報と照合して容易に個人を特定できる場合は、個人情報に該当します(今回の法改正とは無関係に個人情報としての取り扱いが必要となります)。
今回の改正で何が変わりますか?	クリック日、経由元メディア情報等、それ単体では個人を特定できない情報(個人関連情報)も、一定の場合、本人の同意取得が必要となります。A8.netが提供する個人関連情報は、提供先である広告主様にて、広告主様の保有するお客様の個人データと紐づけされますので、提供先である広告主様にてあらかじめ本人の同意取得が必要となります(その記録義務も発生します)。
どのように同意を取得する必要があるのですか?	A8.netから提供する個人関連情報を、提供先(広告主様)において個人データと紐づけする場合は、「 誰が」「何を」「どのように」利用するか を本人が認識できる状況にて同意を取得する必要があります。 LPにからプライバシーポリシーにリンクしているだけでは同意を取得したとはみなされませんので、お申込導線上で明示的に同意を得るようにお願いいたします。
成果の承認作業は個人関連情報と個人情報の紐づけに該当し ますか?	ユーザー様の個人データをお持ちの広告主様が成果の承認作業を行われる場合は、注文番号を目視で確認しながらの作業であっても個人データと紐づけを行うことになる、との見解を個人情報保護委員会に確認いたしました。
メディアIDの表示のために同意取得が必要とのことですが、 メディア会員から同意を取るという事ですか?	いいえ、メディア会員からの同意ではございません。 今回の対応で必要なのは広告主様のサービスにお申込されるユーザー様からの同意となり ます。メディア会員様の情報の広告主様への開示は従来から別の形で同意を得ています。 メディアIDはメディア会員に関しての個人データの一部になりますが、画面によっては同 時に貴社お申込ユーザー様の個人関連情報にも該当するためになります。

改正法に従い、広告主様での個人関連情報の取り扱い状況について、A8.netにて確認する必要があるため、 **下記フォームよりご回答**をお願いいたします。

個人関連情報の取り扱いに関するフォームはこちら 〉

注意事項

- ※フォームは、広告主様もしくは代理店様にてご回答をお願いいたします。
- ※複数の広告主様とご契約中の代理店様におかれましては、専用書式にご記入いただきフォームよりまとめて回答いただくことも可能です。
- ※期限内に回答いただけない場合、**改正法に従い2022年4月1日以降、**

A8.netから広告主様への個人関連情報の提供を停止する必要があります、予めご了承ください。

ご対応の程、何卒よろしくお願いいたします。

お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、下記に広告主ID等を添えてご連絡ください。

メールアドレス : personal-info@a8.net

■ 参考サイト

- ・個人情報保護委員会 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/
- ・改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(個人関連情報)令和3年4月7日資料 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210407_kojinkannren.pdf
- ・改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(個人関連情報)令和2年11月20日資料 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201120_kozinkanren.pdf
- ・令和2年改正個人情報保護法ガイドライン(案)について 令和3年6月4日資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000753738.pdf